

鉄道事業法等の一部を改正する法律案参照条文

。鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（許可）

第三条 鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 4 （略）

（許可申請）

第四条 鉄道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 七 （略）

八 第一種鉄道事業を經營しようとする場合であつて、鉄道線路の譲渡を受け、又は鉄道線路を使用させるときは、その旨並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

九 （略）

十 第三種鉄道事業を經營しようとする場合には、鉄道線路を譲渡するか又は使用させるかの別並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

2 3 （略）

（許可基準）

第五条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 その事業の計画が経営上適切なものであること。

二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

2・3 (略)

(欠格事由)

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮^ニの刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 (略)

- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

- 四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの
- 五 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

(事業基本計画等の変更)

第七条 鉄道事業の許可を受けた者(以下「鉄道事業者」という。)は、事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 (略)

(工事の施行の認可)

第八条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設(以下「鉄道施設」という。)について工事計画を定め、許可の際国土交通大臣の

指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない鉄道施設については、この限りでない。

2・3 (略)

(運賃及び料金)

第十六条 (略)

2・4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(運輸に関する協定)

第十八条 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(乗継円滑化措置)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、鉄道事業者間において、その一方が乗継円滑化措置に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の鉄道事業者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、他の一方の鉄道事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつた場合において、鉄道事業者間の乗継円滑化措置に関し、当事者が取得し、又

は負担すべき金額その他の乗継円滑化措置に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

5 (略)

第二十二條の三 国土交通大臣は、鉄道事業者が鉄道線路又は停車場の建設又は改良を行おうとする場合において当該鉄道線路又は停車場の建設又は改良に関連する乗継円滑化措置を講ずることが経済的かつ合理的であるときその他利用者の利便の増進の程度、建設又は改良に要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業改善の命令)

第二十三條 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 (略)

二 列車の運行計画を変更すること。

三 鉄道施設に関する工事の実施方法、鉄道施設若しくは車両又は列車の運転に関し改善措置を講ずること。

四 鉄道施設の使用若しくは譲渡に関する契約を締結し、又は使用条件若しくは譲渡条件を変更すること。

五 他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸若しくは運賃に関する協定その他の運輸に関する協定を締結し、又はこれを変更すること。

六 旅客又は貨物の安全かつ円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

七 旅客又は貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

2・3 (略)

(事業の譲渡及び譲受等)

第二十六条 鉄道事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 鉄道事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、鉄道事業者たる法人と鉄道事業を営まない法人が合併する場合において鉄道事業者たる法人が存続するとき又は鉄道事業者たる法人が分割をする場合において、鉄道事業を承継させないときは、この限りでない。

3・7 (略)

(相続)

第二十七条 鉄道事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該鉄道事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の経営していた鉄道事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・5 (略)

(事業の休止)

第二十八条 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(事業の廃止)

第二十八条の二 (略)

2 国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行つた場合における公衆の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第一項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行うたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該鉄道事業者に通知するものとする。

4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。

5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び許可の取消し)

第三十条 国土交通大臣は、鉄道事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第八条第一項の規定による申請につき却下の処分を受けたとき。

五 第一種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲受の相手方である第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。

六 第二種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の使用を許諾した者である第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路に係る路線について許可の取消し又は事業の廃止があつたとき。

七 第三種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲渡の相手方である第一種鉄道事業者について、又は当該鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者のすべてについて、当該鉄道線路に係る路線について

許可の取消し又は事業の廃止があつたとき

（権限の委任）

第六十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 三 （略）

四 第三十条の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

（意見の聴取）

第六十五条 （略）

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

。貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者（以下「実運送事業者」という。）の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送（実運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

2 この法律において「船舶運航事業者」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項の船舶運航事業（同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。）を営営する者をいう。

3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項の航空運送事業を営業者をいう。

4 この法律において「鉄道運送事業者」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項の第一種鉄道運送事業若しくは同条第三項の第二種鉄道事業を営業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道営業者をいう。

5 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を営業者をいう。

6 10 （略）
（許可の申請）

第四条 （略）

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 四 （略）

2 （略）

（利用運送約款）

第十一条 （略）

2 （略）

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 （略）

3 （略）

（事業改善の命令）

第十五条 （略）

一、三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

(許可)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の許可を受けようとする者は、利用運送の区間等に関する事業計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の許可の申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

6 (略)

(事業の停止及び許可の取消し)

第三十九条 (略)

一、三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、公共の利益のため必要があるとき。

(報告の徴収及び立入検査)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

。貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条 （略）

2 （略）

3 第一項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮^ニの刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 （略）

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの
（緊急調整措置）

第七条 (略)

2 国土交通大臣は、特定の地域間において供給輸送力(特別積合せ貨物運送に係るものに限る。)が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、専ら当該特定の地域間において特別積合せ貨物運送を行っている一般貨物自動車運送事業者の相当部分について事業の継続が困難となり、かつ、当該特定地域間における適正な特別積合せ貨物運送の実施が著しく困難となると認めるときは、当該特定の地域間を、期間を定めて緊急調整区間として指定することができる。

3 5 (略)

(事業計画)

第八条 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反しているとき、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第九条 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(輸送の安全)

第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は

睡眠のために利用することができ、施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

4 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

（運行管理者）

第十八条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

2 前項の運行管理者の業務の範囲は、国土交通省令で定める。

3 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（運行管理者等の義務）

第二十二条 （略）

2 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、第十八条第二項の国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動

車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

（事故の報告）

第二十四条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

第二十五条 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（事業改善の命令）

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運送約款を変更すること。

三 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。

四 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

五（略）

（名義の利用等の禁止）

第二十七条 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）

第二十九条 事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、受託者が当該業務の管理を行うのに適している者でないと認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。

（事業の休止及び廃止）

第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第三十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内に、おいて期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第三十四条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十六条第二項の抹消登録証明書を交付しないものとする。

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 8 （略）

（報告の徴収及び立入検査）

第六十条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 3 （略）

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その

他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 (略)

6 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

。道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引^{けんいん}して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 〽 7 (略)

。港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。

3 (略)

4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和

二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域をいう。)をいう。

5・6 (略)

(指定区間においてする内航運送の特例)

第三十三条の二 (略)

2 第九条の規定は一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業者が行う前項の運送について、第二十二條の二第三項及び第四項の規定は特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が行う前項の運送について、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八條の二及び第十八條の三の規定は同項の運送について準用する。この場合において、第十四条中「港湾運送事業」とあるのは、「第三十三條の二第一項の運送」と読み替えるものとする。

。行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載し

た書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一の三十四（略）

2（略）

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。

一（二十八（略）

4（11（略）

○ 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）（抄）

（登記の申請）

第十二条 登記の申請書には、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十六条第一項第二号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 一般乗合旅客自動車運送事業又は自動車道事業の事業単位にあつては、その路線

三 一般貸切旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業（次号に

掲げるものを除く。の事業単位にあつては、その営業区域

三の二 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の事業単位にあつては、その運行系統

四 自動車ターミナル事業の事業単位にあつては、その一般自動車ターミナルの名称及び位置

五 (略)

(免許又は許可に基づく権利義務の承継)

第十八条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の免許に基く権利義務を承継した者に対し、事業を休止することができる期間を指定することができる。

。租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

(自動車重量税率の特例)

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成十五年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一 (略)

イハ (略)

二 (略)

2 (略)

。内航海運組合法（昭和三十三年法律第百六十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「内航海運事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 内航海運事業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第三項の内航運送業

二 内航海運事業法第二条第四項の内航船舶貸渡業

三 内航海運事業法第二十七条の規定により同法が準用される内航海運事業に相当する事業

四 （略）

。道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）

第二十二條の二 車両の運転者が前條の規定に違反する行為（以下この条及び第七十五條の二第一項において「最高速度違反行為」という。）を当該車両の使用（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において「同じ。」の業務に關してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員會は、当該車両の使用（当該車両の使用）に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 （略）

（安全運転管理者等）

第七十四條の二 （略）

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 8 （略）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条 自動車（牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条、次条及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第一百七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができることとされている者を含む。以下この項において同じ。）でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第四項、第一百三条第二項若しくは第四項又は第一百三条の二第一項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。

二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同

条第九項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

七 放置行為（高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）を含む。次条において同じ。）

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用的ことが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 〽 11 （略）

（都道府県交通安全活動推進センター）

第百八条の三十一 （略）

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 〽 十三 （略）

3 〽 8 （略）

。自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）（抄）
（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

第五条 軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。

（保管場所標章）

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

3 自動車の保有者は、前項前段の保管場所標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合その他国家公安委員会規則で定める場合には、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その再交付を求めることができる。

（保管場所の変更届出等）

第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したとき

（道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき（同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）も、同様とする。

2 前条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について準用する。この場合において、同条第二項中「道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る」とあるのは、「次条第一項の規定による届出に係る」と読み替えるものとする。

（自動車の運行供用の制限）

第九条 自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所が確保されたことについて公安委員会の確認を受けるまでの間当該自動車を運行の用に供してはならない旨を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の保有者に対し、運行の用に供してはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に国家公安委員会規則で定める様式の標章をはり付けるものとする。

3 前項の規定により標章をはり付けられた自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所

を確保したときは、その旨を第一項の規定による命令をした公安委員会に申告するものとする。

4 公安委員会は、前項の申告を受けたときは、速やかに当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されているかどうかを確認しなければならない。

5 公安委員会は、当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されていることを確認したときは、当該自動車の保有者に対し、文書で確認した旨を通知し、かつ、第二項の規定によりはり付けられた標章を取り除かなければならない。

6 何人も、第二項の規定によりはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定による場合を除き、これを取り除いてはならない。

（聴聞の特例）

第十条 公安委員会は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十二条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、使用の本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該自動車の保管場所を管理する者に対し、当該自動車の保管場所に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（適用除外等）

第十三条 (略)

2 (略)

3 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなつた場合において引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき(道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとするときを除く。)の当該自動車の保有者は、当該自動車が運送事業用自動車でなくなつた日から十五日以内に、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。

4 第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。

。登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

。自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)(抄)

(業務)

第三十一条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 九 (略)

2 (略)

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）

（非課税）

第六条 (略)

2 4 (略)

5 別表第一に掲げる土地等に該当するもの（当該土地等が同表第五号、第六号、第八号から第十九号まで及び第二十一号から第二十四号までの規定に規定する施設、設備又は工作物（以下この項において「施設等」という。）の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。）については、地価税を課さない。

6 8 (略)

○ 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）（抄）

（効率化計画の認定）

第四条 事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての計画（以下「効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 流通業務効率化事業の目標
- 二 流通業務効率化事業の内容
- 三 流通業務効率化事業の実施時期
- 四 流通業務効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 事業協同組合等は、第一項の効率化計画の作成に当たり、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者の取引の相手方その他の関係者の意見を聴く等その協力を得るよう努めなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
 - 二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 (略)

- 5 主務大臣は、効率化計画につき第一項の認定をしようとするときは、当該事業協同組合等を所管する大臣に協議しなければならない。
- 6 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）

（自動車運送事業者等に関する特例）

第二十二条 (略)

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十七条の規定による同条の計画の提出又は同項

の規定により読み替えて適用される第十八条の規定による報告があつたときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

3 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定により読み替えて適用される第十六条、第十九条又は第二十条第一項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を、環境大臣の要請を受けて講じたものにあつては環境大臣に、都道府県知事の要請を受けて講じたものにあつては当該都道府県知事に通知するものとする。

。中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第四条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 六 （略）

5 （略）

（特定事業計画の認定）

第十六条 基本計画に定められた特定事業を実施しようとする者（当該特定事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定事業者」という。）は、当該特定事業に関する計画（以下「特定事業計画」という

。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。

3 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定事業の目標

二 特定事業の内容

三 特定事業の実施時期

四 特定事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第五条第三項第二号の指針となるべき事項に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該特定事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 （略）

5 主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

。自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第五十一條の四、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項から第三項まで、第七十四條の二（第五項を除く。

）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第七十五条の八第三項、第一百七十七条の二第二号及び第三号、第一百七十七条の四第四号から第六号まで、第一百八条第一項第四号、第一百九条の二第一項第三号、第一百九条の三第一項第四号並びに第二百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

表（略）

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（百二十八）（略）